

石川県ツキノワグマ出没対応マニュアル (改訂版)

— 人身被害防止の徹底のために —



平成30年3月
(最終改訂 令和7年9月)

石川県

本マニュアル作成の経緯

ツキノワグマは、本州の中部地方以北では安定的な生息がみられるものの、九州では絶滅、四国や西日本の各地では、絶滅のおそれのある地域個体群に指定されている。また、本州最大の陸上哺乳類であり、生息には広い面積の天然林を必要とし、繁殖力も他の哺乳類と比べて低いことから、適切な保護が必要であるとされている。

石川県内では、良好な森林が保存されている白山の森林生態系を代表する大型野生動物であり、重要な狩猟資源でもあるが、平成5年頃から、南加賀地域の山地を中心にスギ植林に対する剥皮被害が発生していることから、平成13年には被害発生防止と安定的な生息の維持を目的に、特定鳥獣保護管理計画を定め、適切な保護管理を図ってきたところである。

平成16年秋には、石川県や富山、福井の北陸3県を初めとした日本海側各地では、平野部にまでクマが出没するなど、これまでにないツキノワグマの大量出没を経験し、県内では1000件を超える人里への出没件数があった。

平成16年の大量出没の原因について、北陸3県で調査を実施した環境省は、次のように報告している。

- ① ブナ、ミズナラの実の凶作による行動圏の拡大
- ② 里山の手入れ不足によるクマの生息地適地の拡大
- ③ 里地里山に生息しているクマの存在
- ④ 放置されているカキなどの果実や生ゴミが、平地部への誘因要因

以上のことから、今後、クマの大量出没対策として、これを未然に防ぐには、④のように当面の対策が実施できる項目、②③のように中長期的な対策を必要とするもの、また①のように自然現象で不可避免的なものに分類できる。②④の解決には、県、市町をはじめ、地域住民の一人一人が自らの問題として、取り組んでいかなければならない課題でもある。

このような現象は、いくつもの自然要因が重なって発生する現象と言われており、今後も起こる可能性があると考えられることから、クマ大量出没への対策の一つとして、出没対応マニュアルを作成するものである。

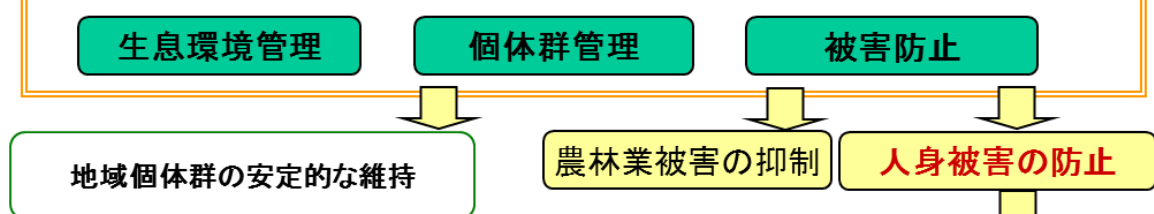
なお、本マニュアルは、県、県警本部、関係市町、(一社)石川県猟友会担当者によるワーキング会議で議論し、石川県特定鳥獣保護管理計画検討委員会の意見を得て作成したものであり、今後も充実を重ねながら、関係機関等との連携のもと、ツキノワグマの出没に適切に対応し、県民の安全・安心な暮らしの確保に努めるものとする。

特定鳥獣(ツキノワグマ)管理計画

<管理目標>

「白山・奥美濃地域ツキノワグマ個体群」の長期にわたる安定的な維持及び人身被害等の防止を図る

<目標を達成するための施策の基本的考え方>



本マニュアルの主な範囲

<適切な出没対応の確立>

- ①クマの出没に対する警戒体制の整備
- ②県、市町、関係機関および住民の連携と役割分担
- ③地域区分に応じた被害防止対策
- ④クマ出没時の対応フローチャート

目 次

1	クマの出没に対する警戒体制の整備	1
	(1) 出没情報の収集と住民への提供	
	(2) エサ資源調査等による大量出没予測	
	(3) 大量出没の予測	
2	地域区分に応じた被害防止対策	7
3	県・市町・関係機関および地域住民の連携と役割分担	8
	(1) 県の役割	
	(2) 市町の役割	
	(3) 警察の役割	
	(4) 地域住民等の役割	
4	クマ出没時の対応フローチャート	13
5	クマが市街地等に出没した場合の対応例	14

<参考資料>

- ・ 緊急銃猟に関するチェックリスト
- ・ 緊急銃猟の行う捕獲者に係るチェックリスト

1 クマの出没に対する警戒体制の整備

クマの出没に際しては、人身被害の防止を最優先に迅速に対応する必要がある。

県や市町、関係機関、地域住民が、情報を共有し共通の認識を持ち、それぞれの役割分担を自覚し、適切に対応することが求められる。そのため、

- ・石川県内における出没情報を速やかに収集、発信し、その情報を県民が共有すること、
- ・エサ資源調査を実施することにより大量出没を予測し、
- ・これに備え、適切な人身被害防止対策を講じることが重要である。
- ・出没情報、人身被害の情報及び捕獲の情報等は、分析を進めることにより、被害防止対策に活かす。

(1) 出没情報の収集と住民への情報提供

- ・県および関係市町は、県民に対し、クマの出没情報の提供を呼びかけ、情報収集に努める。
- ・市町は、住民から寄せられたクマの出没情報について、以下の項目を確認し、速やかに管轄の農林総合事務所まで報告する。
 - (必須項目) 報告市町名、出没时间、場所(緯度経度)、
出没場所の詳細(道路横断、山林近く、住宅の裏など)、頭数
 - (任意項目) 3次メッシュコード、標高、親子の別
- ・また、市町は、これまでにクマが出没した集落(地域)をクマ出没危険区域として、住民へのクマの出没危険箇所の情報提供や被害防除対策について周知徹底し、日頃より、出没に備えた措置を準備する。
- ・各農林総合事務所は市町からの報告をとりまとめ、速やかに県自然環境課へ報告する。
- ・県自然環境課は各農林総合事務所の報告をとりまとめ、速やかに県ホームページに情報を掲載し、県民に情報提供し、注意喚起や適切な対応を呼びかける。

※なお、大量出没が発生した場合には、より迅速な出没情報の収集と住民への情報提供を徹底する。

(大量出没)

複数の地域で同時多発的な出没が続いたり、通常には出没しない市街地や集落等の地域への出没が頻発したりする場合をいう。

(2) エサ資源調査による豊凶結果に基づく大量出没予測

①ブナ・ミズナラ・コナラの3種のドングリ類は、クマが冬眠前の秋に主要なエサとなるもので、これらがそろって凶作になる場合、大量出没が生じる可能性が高まると考えられている。そのため、これら3種の結実状況について、春から順次、調査を実施する。

- ・調査機関：石川県白山自然保護センター
- ・調査対象：ブナ、ミズナラ、コナラ
- ・調査方法：4月の開花調査(ブナ)、5～6月の雄花の落下数調査、
8月から着果状況調査
- ・情報提供：各調査結果については、県自然環境課が記者発表及びHP等で情報提供

②クマのエサ資源調査結果及びクマ出没情報等をもとに、分析・勘案し、専門家等(学識経験者)の意見を聞きながら、大量出没の有無・可能性について予測する。

エサ資源調査の豊凶結果や出没情報が偏っている場合は、地域毎に大量出没の有無・可能性について予測する必要があることに留意する。

(3) 大量出没の予測

- 大量出没の可能性が高い場合には、専門家による検討会を開催する等、専門家の意見を聞き必要に応じて警戒準備情報、注意情報、警戒情報を発令する。

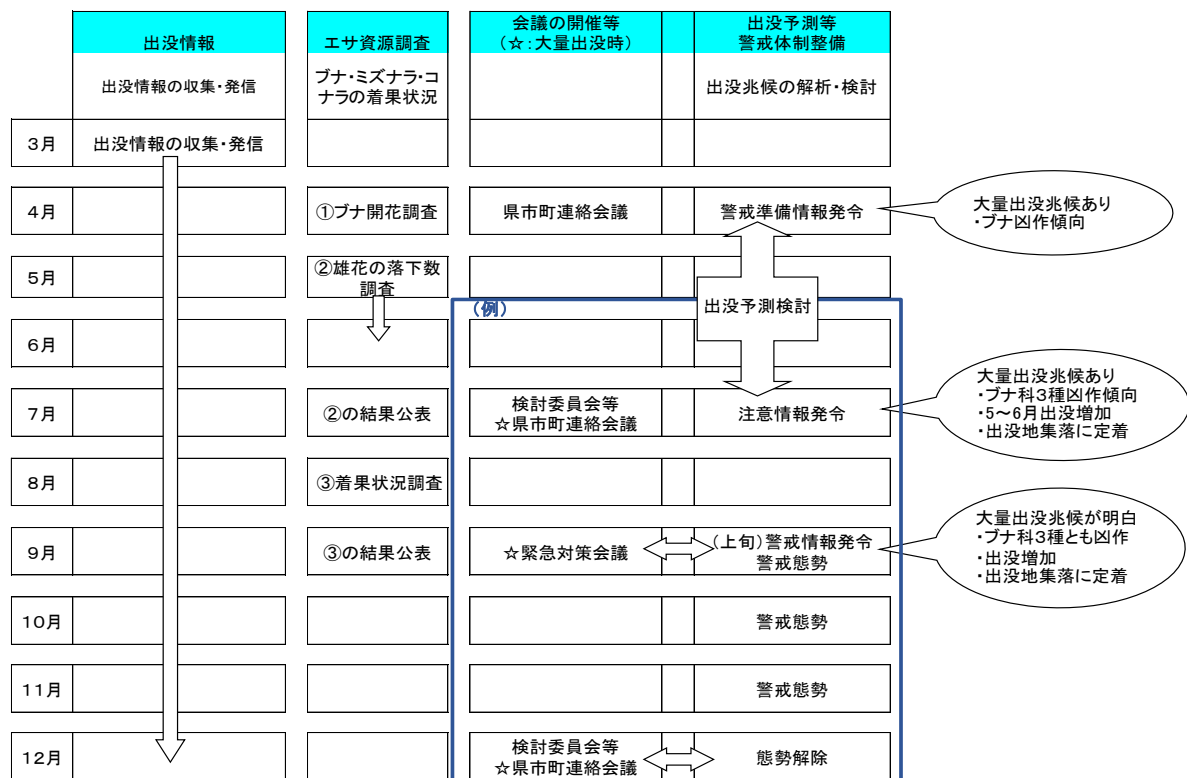
警戒準備情報：大量出没の兆候がある場合（ブナ開花調査で凶作傾向、クマ出没件数増加傾向等の場合）、専門家による検討会を開催する等、専門家の意見を聞き発令。

注意情報：大量出没の兆候がある場合（ブナ科植物3種の凶作傾向、クマ出没件数増加傾向等の場合）、専門家による検討会を開催する等、専門家の意見を聞き発令。

警戒情報：大量出没の兆候が明白な場合（ブナ科植物3種とも凶作、人身事故多発、市街地出没多発等の場合）、専門家による検討会を開催する等、専門家の意見を聞き発令

- 県は、警戒準備情報、注意情報を発令したときは、連絡会議（県・関係市町等）を、警戒情報を発令したときには、緊急対策会議（県・関係市町等）を開催する。
- 大量出没又はその恐れが終了した場合、あるいは回避された場合には、注意、警戒態勢を解除する。

出没情報収集等のフロー図



※秋の大量出没の主な特徴

- 〔エサ資源の状況〕 ブナ科3種同時に凶作
- 〔出没数の変化〕 6月～8月：増加傾向、9月以降：出没数大幅に増加
- 〔出没地の分布〕 集落付近の果樹に定着、市街地出没

① 通常の出没対応

ア 出没対応の基本（目撃情報等の通報、注意喚起から捕獲まで）

- ・クマを目撃あるいは、被害を受けた住民等は、目撃等の情報を最寄りの市町役場へ通報する。
- ・クマ目撃等の情報を受けた市町は、人身事故、農林業被害状況等の現場確認を行う。
- ・市町は被害発生の予測と危険性を判断し、パトロール、追い払い、誘引物の除去、注意喚起等の必要な措置の実施に努める。
- ・県、市町は収集した目撃情報等をホームページや広報等により広く提供し、注意喚起を行う。
- ・市町は、住民等に対し、クマを引き寄せない、クマと出会わない、出会ってしまった場合の必要な対策について、周知に努める。
- ・県、市町は、ホームページや広報等により上記の対策の周知に努める。
- ・なお、市町は、人身被害、農林業被害を防止するため個体数調整捕獲を実施する。

イ 季節毎の対応

（ア）春期

春は、餌となる山菜や新芽が豊富なため、クマが人里へ出沒することは少ない。しかし、山菜採りやハイキング等でクマの生息域に入り込む人が増えることから、遭遇の機会が増える。特に、子連れグマの巣穴周辺や子連れのクマに遭遇した場合、非常に危険性が高く人身被害となる場合が多いことから、地域に応じて、次のような注意喚起と捕獲等を実施する。

（注意喚起と捕獲）

- ・目撃・痕跡情報の収集と提供（県のホームページ等）
- ・クマに遭遇しないため、遭遇した場合の対処方法についての周知（ラジオや鈴の携行、グループ行動の励行、朝夕の行動回避、痕跡を確認した場合の撤退等）
- ・排除地域・緩衝地域において、人身被害が発生した場合またはその恐れがある場合は緊急捕獲を実施する。
- ・注意看板の設置

（イ）初夏から夏季（8月前半）

初夏から夏にかけては、低山地域ではエサが少なくなり、クマの繁殖期と分散期に重なることから、オスの若齢個体が集落周辺への出沒することが多くなる。

果樹園、養蜂放飼場、養魚場等での食害、植林地のクマハギ被害が増えるため、事業者は電気柵の設置、クマハギ防護ネット巻きなど被害防止の措置を執る。また、墓石や立木、建造物等に巣くったミツバチ等を捕食するため、クマが墓石等を倒壊、破壊させることがあるので、所有者はミツバチ等の巣を除去する。

また、標高の高い地域のチシマザサのタケノコや、シシウド、イチゴ類の多い山では、登山等でクマの生息域に入り込む際には遭遇の危険性が増えることから、鈴、ラジオ等の携行、クマよけの笛を鳴らすなど、クマとの遭遇を無くすよう入山者自身が自衛対策に心がける。

なお、市町は出沒地域における捕獲に努める。

(ウ) 秋季（8月後半以降）

9月後半からは、クマが冬ごもりに備えて、大量にエサを食べ、体に脂肪を蓄える季節であり、自然界では8月中旬から、ブナ、ミズキ、オニグルミなど木の実を食べるようになる。その後、クリ、コナラ、ミズナラ、ヤマブドウなどのクマの餌となる木の実を産する森林では、クマに遭遇する機会が増える。クマは一度食べ物を見つけ、食べ始めると、食べ尽くすまでその場に数日間留まる習性がある。

山際のリンゴ、カキ、クリなどの果樹園や庭木等に出没しやすい時期であり、農作物被害防止のため果樹園では電気柵の設置や幹にトタン板を巻いて上れないようにするなどの防護措置をとる必要がある。クマを目撃した場合や果木に枝折りや爪痕、糞などの痕跡を見つけた場合は、近くに潜んでいるクマに対し警戒する必要がある。クマは臆病なほど警戒心が強いので、通常、集落地やリンゴ、カキ、クリなどの果樹園へは、夜間に暗闇に紛れて出没することが多い。そのため、夕方や早朝、夜間には被害発生中の果樹園や庭木等に近づかないこと。食べ跡のある木周辺にクマがいなくても、一度食べ始めた食べ物に対する執着心は非常に強いので、その木の近くに近寄るだけでも攻撃される可能性もある。

また、キノコ採りやハイキング等でクマの生息域に入り込む人が増え、遭遇の機会が増えることから、地域に応じて春期と同様な注意喚起と捕獲等を実施する。

なお、市町は出没地域における捕獲に努める。

<果樹園などにおける注意事項>

以下の果樹等があった場合、季節になればクマが出没する可能性が高いことから、十分に気をつける。

(果樹の種類)

初夏の果樹類：モモ、スモモ、

夏の果樹類：ブドウ

農作物：スイートコーン

秋の果樹類：カキ(渋柿を含む)、リンゴ、クリ、ナシ、イチョウ(銀杏)、
キーウイ

- ・スモモ、リンゴ、カキ、クリなどの果樹園や庭木等の所有者は、古い爪痕などの痕跡があるかどうか確かめよう。
- ・果樹に近づけないよう、防護柵、電気柵等の設置をしよう。
- ・周辺に隠れる場所をなくすため、下草刈り、藪刈りをしよう。

②大量出沒予測時の警戒体制

大量出沒時には、人里のカキ等のエサとなるものを求めてクマの出沒頻度が高くなり、人と遭遇する機会が増えることから、パトロールの強化や、捕獲を促進するなど、出沒対策を一層強化する必要がある。

なお、人身被害が発生した場合又はその恐れがある場合は、捕獲を実施する。

ア 警戒準備情報、注意情報、警戒情報の発令

- ・ 県は、大量出沒可能性が高い場合には、専門家等による検討委員会を開催する等、専門家から意見を聞き、必要に応じて、警戒準備情報、注意情報、警戒情報を発令する。
- ・ 県は、大量出沒又はその恐れが終了あるいは回避されたと判断された場合には、警戒準備情報、注意情報、警戒情報を解除する。

イ 出沒警戒準備情報発令時での対応

県：市町連絡会議を開催し、注意喚起を行うとともに、関係機関と情報を共有する。

市町：警戒準備情報発令に伴い、秋の出沒シーズンに向けた早期からの捕獲強化や藪の刈り払いなど、被害防止対策の徹底。

ウ 注意情報発令時での対応

県：市町連絡会議を開催し、注意喚起を行うとともに、関係機関と情報を共有する。警戒情報発令の必要性について、検討を行う。

市町：注意情報発令にあわせてパトロールを実施する等、クマの出沒の現地状況を詳細に把握する。

出沒危険区域の住民に対し、注意喚起を行い、予めクマの出沒による人身被害防止のための被害防除対策（人家周辺の藪の刈り払い、不要なカキ等のもぎとりや、ゴミ等クマの誘引物の除去）徹底に努める等の連絡を行う。

出沒危険区域周辺での捕獲を積極的に実施する。

住民：人家周辺の藪の刈り払い、ゴミ等クマの誘引物の除去等に努める。

エ 警戒情報発令時での対応

県：緊急対策会議を招集し、警戒態勢に入るとともに、関係機関と情報を共有する。出沒・捕獲情報の収集・提供を行う。

市町：必要に応じて、関係部署、猟友会、警察及び消防等をメンバーとする対策本部を立ち上げるなど、以下の実施について、迅速な対応が図れる体制を整える。

- ・ 警戒情報発令にあわせて、パトロールを実施する等、クマの出沒状況を詳細に把握する。

- ・ 住民に対し、注意喚起を行い、引き続き、クマの出沒による人身被害の防止のための被害防除対策の徹底に努める等の連絡を行う。

- ・ 出沒危険区域周辺での捕獲を積極的に実施する。

住民：不要な夜間外出などはさける。

引き続き、人家周辺の藪の刈り払い、不要なカキ等のもぎとりや、ゴミ等クマの誘引物の除去に努める。

学校：必要に応じて、集団登下校などの措置を執る。

警察：住民の安全を図るため、出沒・捕獲現場などへの不要な立ち入りを制限する。

＜大量出沒時のクマの状態＞

9月からは、クマが冬ごもりに備えて、大量にエサを食べ、体に脂肪を蓄える季節である。広い範囲で木の実などのエサが欠乏した年には、多くのクマがエサを求めて移動し、山中から人里のエサの多い森林、カキやクリなどの集落周辺、果樹園にクマが集まる。これが、大量出沒である。

オスはメスに比べ、もともと行動圏が広く、大量出沒時の初めの頃はオスの出現の割合が多い。通常、定住的なメスのクマも、大量出沒時には通常の定住地域から離れ大きく移動することがあるようで、H16年には山中に定住地を構えていたメスが27キロ以上も下流の人里地域への移動がみられた例があった。大量出沒時の後半にはメスが出現する割合が多くなる。

この時期のクマは、冬ごもりに備え、体に大量の脂肪を蓄える必要から、エサを前にして大胆な行動をとる。白昼、人の目も気にせず、木の上に登り、木の実や果実を平気で食べる光景が見られる。食べ跡のある木周辺にクマがいなくても、一度食べ始めた食べ物に対する執着心は非常に強いので、その木の近くに近寄るだけでも攻撃される可能性もある。

また、普段はクマが出現することのない田園地帯の真ん中や、平野の真ん中にある集落にも、ひたすらエサを求めて移動した結果出現することがある。実際には体脂肪が多少蓄えられていても、食べることに専心しているので、大量出沒時のクマは必ずしも痩せているとは言えない。

大量出沒は9月上中旬に始まり、ピークは10月中旬で11月中旬にはほぼ収束する。

2 地域区分に応じた人身被害等防止対策

「白山・奥美濃地域ツキノワグマ個体群」の長期にわたる安定的な維持及び、人身被害等の防止を図るため、県内を広域的に3つの地域に区分し、地域区分毎に施策の基準を定め、実施する。

	保護地域	緩衝地域	排除地域
区 分	クマの生息域として、厳正に保護する地域 (白山、大日山、鈴ヶ岳鳥獣保護区)	クマと人間の活動が混在する地域	円滑な人間活動を確保する地域
生息環境 管 理	自然環境を維持できるように配慮し、野生動物の良好な生息環境を維持する。	農地、集落、被害地に近い区域は、里山林の間伐や除伐などの森林整備に努める。	藪の刈り払いや耕作放棄地の管理などに努める。
個 体 群 管 理	個体数調整捕獲は実施しない。	狩猟、個体数調整捕獲を推進する。	狩猟、個体数調整捕獲を行い、積極的に排除する。
人身被害等 防止対策	入山者への注意喚起を行う。	入山者や周辺住民への注意喚起のほか、放置果樹等の誘引物除去の徹底、森林所有者への林業被害防除の指導などを行う。	周辺住民への注意喚起のほか、農作物や放置果樹、家庭ごみ等の誘引物除去の徹底、緩衝帯整備や市街地出没等の緊急時対応を行う。

3 県・市町・関係機関および地域住民等の連携と役割分担

県・市町・関係機関および地域住民の連携と役割分担を明確にし、被害防止対策や出没時の対応を、適切・迅速に行う。

(1) 県の役割

① 自然環境課

- ・県は、国、隣接県、市町、関係機関等と連携し、クマとのトラブルの抑制に努め、県民の安全・安心を確保しながら、健全なクマの個体群の維持を図り、人とクマの適切な住み分けによる共生を目指す。
- ・常日頃より県民に対してクマの各種情報の提供に努めるとともに、適切な時期に情報を報道機関等へ提供し、より多くの県民への情報提供に努める。
- ・市町がクマの出没に備え、生息環境管理、被害防止対策、個体数調整捕獲を実施するときには、円滑に実施されるよう、必要な助言、支援を行う。
- ・大量出没を予測した場合、または大量出没のおそれがある場合には、速やかに注意情報、警戒情報の発令等を行う。
- ・クマが市街地等に出没した際は、出没地に隣接する市町及び隣県に速やかに情報を提供する。
- ・白山自然保護センターと連携し、麻酔銃を使用して安全にクマを保定（不動化）できる体制を整備する。
- ・クマが市街地等に出没し、市町から麻酔銃等の出動要請があった場合は、出没場所に応じて、自然環境課から出動または白山自然保護センターに出動を要請する。
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）第34条の2第1項に基づく「緊急銃猟」を実施する捕獲者（以下「緊急銃猟実施者」という。）について、市町から「他市町からの確保」の協力依頼があった場合は、当該市町の近隣市町等と調整を行う。
- ・市町による緊急銃猟実施者の養成を支援する。
- ・鳥獣保護管理法第34条の5の規定に基づく「応援の要請」が市町からあった場合は、当該市町と調整のうえ、職員の派遣等を行う。応援に従事する職員は派遣先の市町長の指揮の下、行動する。

② 各農林総合事務所

- ・市町から個体数調整に基づく捕獲申請があった場合には、石川県ニホンザル、ツキノワグマ及びニホンジカ管理計画に係る個体数調整捕獲事務取扱要領（以下「個体数調整取扱要領」という。）に基づき、速やかに対応する。
- ・市町がクマの出没に備え、生息環境管理、被害防止対策、個体数調整捕獲を実施するときには、必要に応じて助言を行う。
- ・市町から出没または人身被害発生 of 情報を得た場合には、速やかに県自然環境課に連絡するとともに、人身被害の発生、再発を防止するための措置を講じる。
- ・クマが市街地等に出没した場合または捕獲された場合等においては、現場状況を把握するとともに、追い払い等に協力する。
- ・市町から緊急捕獲の許可申請があった場合は、石川県有害捕獲取扱要領（以下「有害捕獲取扱要領」という。）に基づき迅速に対応する。

③ 鳥獣保護員

- ・クマが市街地等で出没し、農林総合事務所長から出動要請があった場合は、農林総合事務所長の指示により管内のパトロールを行い、現状の把握に努め、速やかに農林総合事務所長に報告する。
- ・また、クマの出没原因や誘引物についての調査を市町及び地域住民と協力して行い、誘引物があった場合には、市町及び地域住民に誘引物の除去を依頼する。
- ・追い払いが必要な場合には協力する。
- ・注意情報以上が発令され、農林総合事務所長からの指示があった場合は、目撃情報があった場所等を特に重点的にパトロールを実施する。

④ 白山自然保護センター

- ・クマの生態や生息環境に関する調査、出没原因、生息環境管理、被害対策、個体数管理等、特定鳥獣管理計画に定められた事項について調査研究を行う。
- ・調査成果について県民、市町に情報提供するとともに、観察会、講演会等を通じ、クマとの適切な住み分け方について普及啓発を行う。
- ・市町が、個体数調整捕獲許可に基づく捕獲や生息環境管理の作業等を実施する際に、技術的助言等を求めてきた場合には、速やかな対応に努める。
- ・麻酔銃を使用して安全にクマを保定（不動化）できる体制を整備する。
- ・自然環境課から麻酔銃等の出動要請があった場合は、市町・警察と連携し、技術的な支援を行う。
- ・クマによる人身被害が発生した場合、市町が現場で採取したクマの体毛や糞等から抽出したDNAを分析し、被害防止対策として駆除されたクマのDNAと照合し、加害グマが確実に駆除されたことを確認する。

（２）市町の役割

① 市町

- ・クマの出没に備え、生息環境管理、被害防止対策、個体数調整捕獲を行うとともに、捕獲隊を編成する。
- ・地域住民に対し、クマを引き寄せる誘引物の除去、藪刈り等を促すとともに、周辺の小中学校への注意喚起、安全対策を実施する。
- ・農林業等の被害抑制のため、個体数調整が必要な場合には、速やかに捕獲申請を行い被害防止に努める。
- ・クマが市街地等に出没した際に、より迅速かつ確実な対応をとるため、各部署の役割や担当者の事務分担等を定めた対応マニュアルの作成に努め、出没時に連絡を行う関係機関（例：県・市町教育委員会、私立学校、保育園、高齢者施設等）一覧をあらかじめ作成し、連絡体制を整備する。
- ・クマが市街地等に出没した際には、（i）捕獲隊、警察、消防等と連携しながら、周辺のパトロールを実施し、地域の現状把握、地域住民の安全確保を図るとともに、住民や県に情報提供する。また、必要に応じて出没現場等への立ち入り制限や追い払いを行う。追い払いできない場合は、出没状況等に踏まえ、安全確保措置を講じたうえで、許可捕獲（個体数調整捕獲または緊急捕獲）、緊急銃猟、警察官職務執行法第4条に基づく銃捕獲のいずれかにより対応する。
- ・鳥獣保護管理法施行令第4条に基づく「緊急銃猟実施者の要件」を満たし、かつ緊急銃猟を的確にできる者を確保・養成する。また、緊急銃猟の実施に必要な役割分担を整理のうえ、役割に応じた人員をあらかじめ特定し、緊急時に迅速かつ円滑に対応できる体制を整備する。

- ・緊急銃猟実施者の確保が困難な市町は、近隣市町や県に協力を要請し、確保する。
- ・緊急銃猟を迅速かつ円滑に実施できるよう、市町長から担当者に緊急銃猟に関する権限をあらかじめ委任するよう努める。
- ・また、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条に基づく「鳥獣被害対策実施隊員」に緊急銃猟を委託、実施する場合には、あらかじめ、実施に当たり市町長の指示に従う等を誓約した書類を提出いただく等の対応をとるよう努める。
- ・市街地等に出没したクマを安全かつ確実に捕獲できるよう、ヘルメットや盾、クマ撃退スプレー、無線機等の装備をあらかじめ用意する。また、鳥獣保護管理法第34条の2第4項に基づく緊急銃猟を実施する者の身分を示す「証票」、及び、同法第34条の3第2項に基づく緊急銃猟のための土地の立入り等を実施する者の身分を示す「証票」をあらかじめ用意する。
- ・鳥獣保護管理法第34条の4第1項に基づく「通行禁止・制限措置」の実施に際し、実施場所に鉄道や軌道または索道が敷設されているときは、鉄道管理者や軌道経営者、索道事業者と協議する。また、実施場所を管轄する警察署に通報するとともに、通行禁止・制限措置により、管理が妨げられる道路管理者等にあらかじめ連絡する。道路占用許可を要する仮設工作物等を道路に設置する場合は、あらかじめ道路管理者及び警察と通行制限の方法を調整するよう努める。
- ・鳥獣保護管理法第34条の5の規定に基づく「応援の要請」を県自然環境課にする場合は、市町においてクマ等の出没状況や人的資源のニーズ（派遣がなければ対応が困難な役割、派遣が必要な期間及び人数等）に加え、応援職員の役割分担や費用負担を明らかにする。
- ・鳥獣保護管理法第34条の6第1項に基づく緊急銃猟による物損や人身被害が生じた場合の損失の補償、賠償に備え、あらかじめ保険に加入するよう努める。
- ・クマによる人身被害が発生した場合、同一のクマによる被害かどうか、また、加害クマを駆除できたかどうかを確認する必要があるため、現場に残されたクマの体毛や糞等は必ず採取のうえ、清潔なビニール袋等に収納し、冷凍保存後、県自然保護センターに送付する。
- ・クマの市街地出没時における居場所の特定のために、ドローンを活用する。
- ・クマが市街地等に出没した場合には、必要に応じ、県（自然環境課）に対し麻酔銃等の出動を要請する。市町長は麻酔銃による緊急銃猟の実施を判断した場合は、現場に出動した麻酔担当者に緊急銃猟を委託する。
- ・クマが捕獲された場合には、適切な処理に努める。なお、処置する場合には、できるだけ苦痛を与えない方法とすること。
- ・また、個体数調整取扱要領に基づき、捕獲個体に関する情報を捕獲個体カードに記入作成し、農林総合事務所に提出するとともに、捕獲個体からモニタリング調査に必要な部位を摘出し、県白山自然保護センターに送付する。

② 市町捕獲隊

- ・市町長からの出動要請があった場合、捕獲隊長は直ちに捕獲隊員を招集し、市町長の指示の下、市町が実施するパトロール、追い払い、捕獲等に従事する。
- ・また、クマ捕獲についての専門的な立場から、鳥獣保護員と協力し痕跡等を調査し、誘引物の有無について確認し、誘引物の除去等に関する助言、協力を行う。

(3) 警察の役割

- ・住民からクマの出没等の情報を受けた場合には、出没等があった市町に速やかに連絡し、当該地域の安全確保に努める。
- ・住民の安全確保のため、市町等と連携し、出没、捕獲現場への不要な立ち入りを制限するとともに、パトロール、交通整理・安全指導、現場確認を行う。
- ・市街地等に出没した場合で、人の生命・身体に対する重大な危険が及ぶ場合には、警察官職務執行法第4条に基づく「避難等の措置」に備える。

(4) 地域住民等の役割

① 地域住民

- ・人身被害を未然に防止するため、クマの出没があった場合には、速やかにその状況について、市町へ通報に努める。
- ・住民一人一人が主体的にクマの出没に備え、日頃より住居の周辺にクマの誘引物となる生ゴミ、農業残滓、不要な取り残しの果樹等を放置しないよう努める。
- ・人家周辺に藪等のクマが潜みやすい環境がある場合は、刈り払いなどを行い、自らが人身被害の防止に努める。
- ・また、出没時には市町の指示に従い、人身被害が発生しないよう協力する。特に児童生徒の安全確保のための施策に協力する。

② 学校

- ・当該校区でクマの出没があった場合には、児童・生徒の通学時の安全確保のため、鈴の着用等被害防止に努めるとともに、集団登下校を指導、実施する。
- ・クマが校内に出没した際には、速やかに市町・警察に通報し、あわせて所属の教育委員会に連絡する。

県・市町・関係機関および地域住民等の連携と役割分担表

(凡例) ●：主に行う ○：協力・連携して行う

関係機関 項 目	県関係				市町関係		警察	(消防)	学校	地域住民
	自然環境課	白山自然保護センター	農林総合事務所	鳥獣保護員	市町	捕獲隊				
大量出沒予測	○	●								
注意喚起										
警戒準備情報等の発令	●	○	○		○	(○)	○			
県民への周知	●									
地域住民等への周知					●					
報道機関への情報提供	●				●		○			
出沒抑制										
個体数調整(計画・許可)	●	●	●		●					
個体数調整捕獲			○		●	●				
下草刈り・かくれ場所除去					○					●
誘引物の除去					○					●
出沒時対応										
地域住民等への注意喚起					●			(○)		
関係機関等への連絡	○				●					
児童・生徒の安全確保					○				●	●
クマ捜索・パトロール				(○)	○	●	○	(○)		
交通整理・安全指導					●		○			
現場状況の把握			○	(○)	●	●	○	(○)		
追い払い			○	(○)	○	●	○	(○)		
緊急時対応										
許可捕獲 ※1 (鳥獣保護管理法)			○		●	●	○			
緊急銃猟 ※2 (鳥獣保護管理法)	(○※4)	(○※4)	○		●	●	○			
避難等の措置 ※3 (警察官職務執行法)	(○※4)	(○※4)	○		●	●	●			

※1 市町長は、個体数調整取扱要領に基づく「個体数調整捕獲」又は有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領に基づく「緊急捕獲」により実施する。

※2 市町長は、緊急銃猟ガイドライン（令和7年7月 環境省）に基づき、実施する。
緊急銃猟実施時は市町が主体となり、警察署と連携のうえ、通行禁止・制限や避難指示を実施する。

※3 警察は、人の生命・身体に対する重大な危険が及ぶ場合には、警察官職務執行法第4条に基づき、その場に居合わせた者を避難させ、関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じることができる。

※4 県白山自然保護センターは、自然環境課からの麻酔銃等の出動要請に応じて、市町の捕獲に対して技術的支援を行う。

4 クマ出没時の対応フローチャート

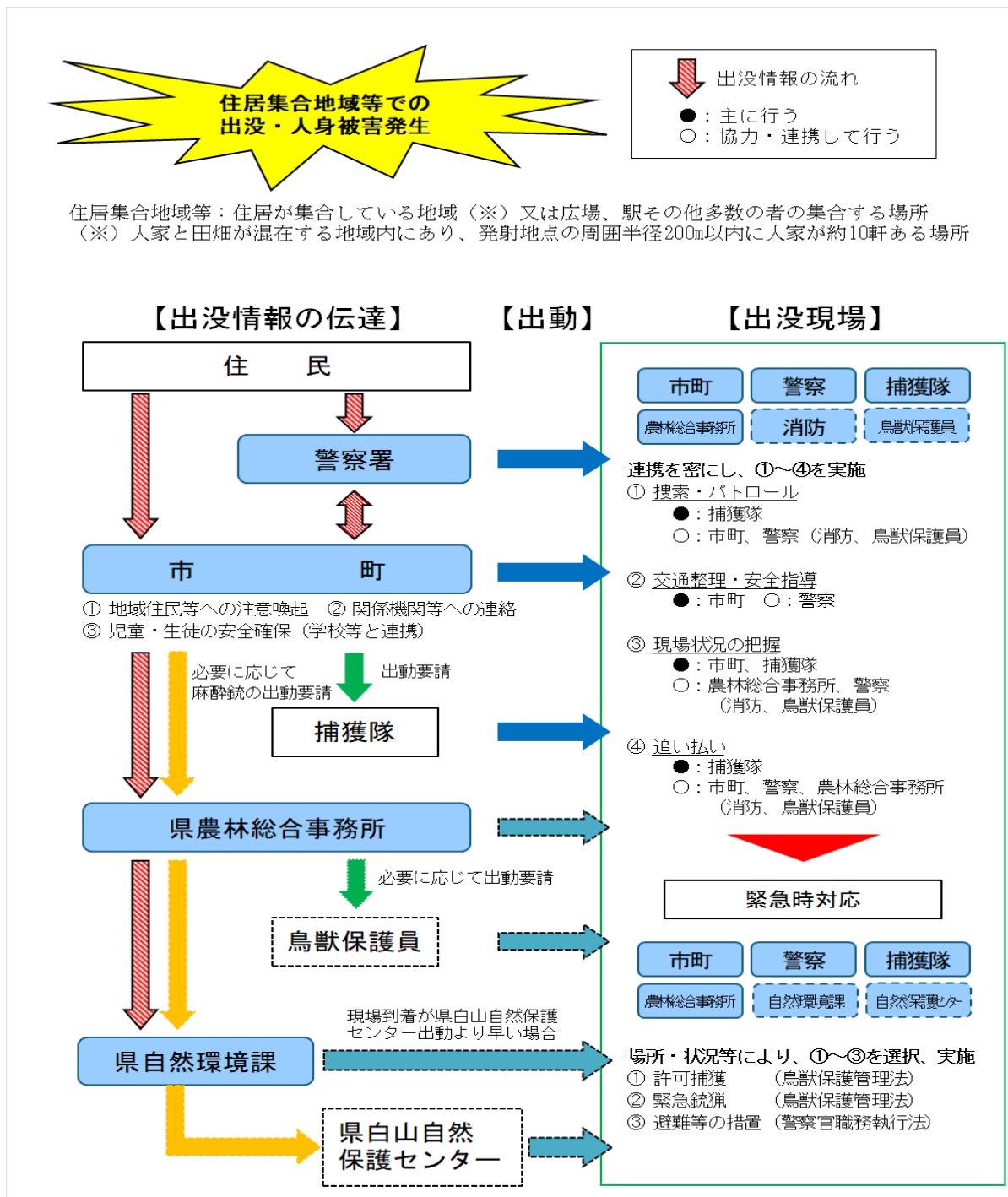
クマが排除地域や緩衝地域に出没した場合には、県・市町・捕獲隊・関係機関等がよく連携し、人身被害の防止を最優先に、次のとおり対応する。

(大量出没時)

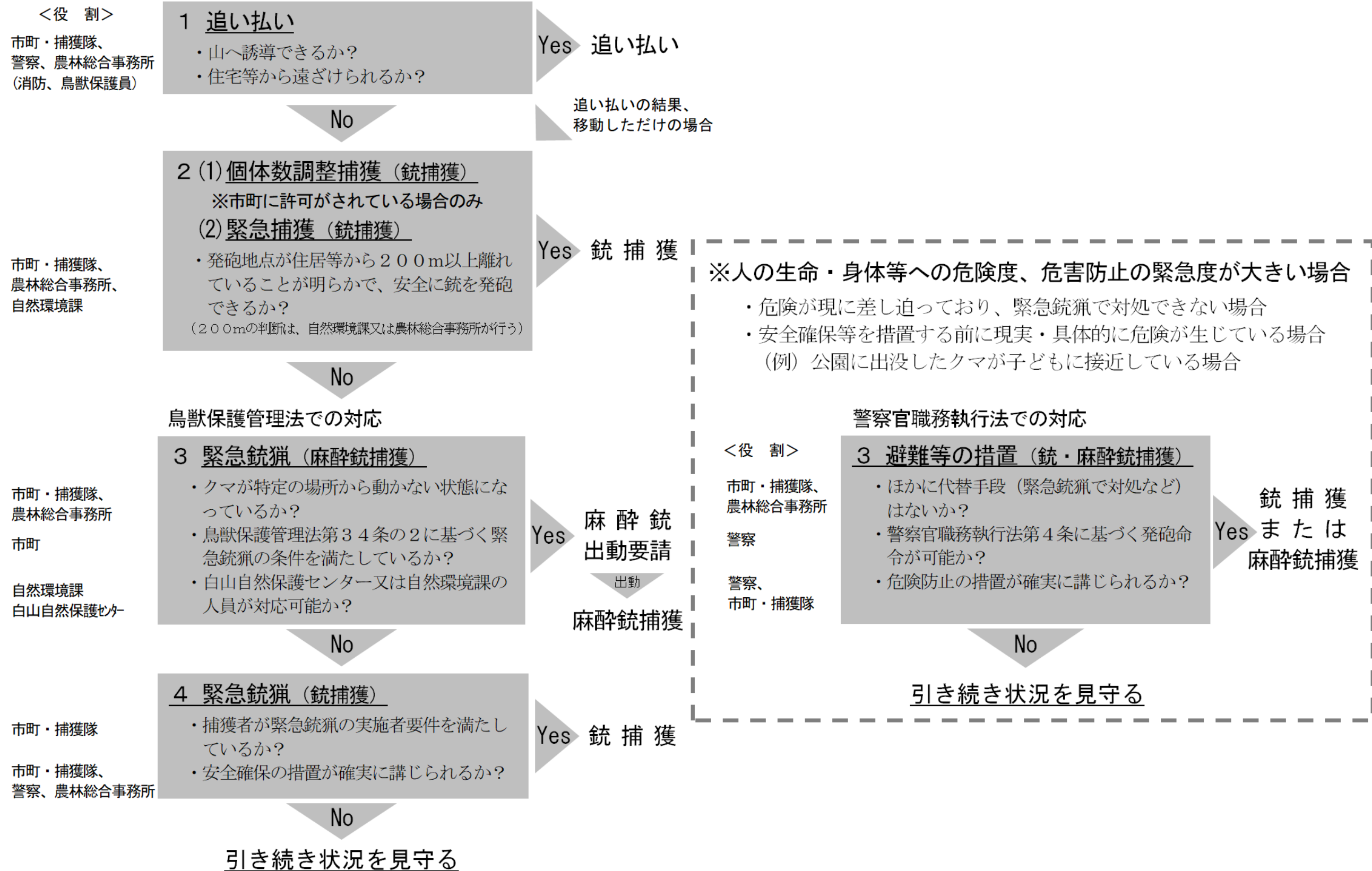
平常時の対応フローと同様であるが、異なる点は、平常時においては臨時的な対応であるが、大量出没時には常設的な対応が必要となる点である。

なお、人員配置、連絡体制等の対応が必要となる。

クマ出没時の対応フロー



クマが市街地等に出没した場合の対応例



緊急銃猟に関するチェックリスト

実施日時：

実施場所：

項目欄の（ ）：緊急銃猟ガイドラインの該当頁

項 目		内 容	確認
1	人の日常生活圏への侵入（51 頁）	クマが人の日常生活圏※に侵入している又は侵入するおそれ大きい ※人が生計をたて、普段活動する過程で行動する範囲 （例）住居、広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地、電車、自動車、船舶等を含む	
	人の生命等への危害防止措置が緊急に必要（52 頁）	クマによる人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要な 人の日常生活圏に侵入した時点で当該条件に該当すると考えられる	
	銃猟の妥当性（52 頁）	銃猟以外の方法では的確かつ迅速にクマの捕獲等を行うことができない 人の日常生活圏に侵入した時点で当該条件に該当すると考えられる	
	住民等の安全確保（53 頁）	避難等によって住民等に弾丸が到達するおそれがない 緊急銃猟によって人の生命身体に危害が及ぶおそれがない ※安全確保の条件の確認は現場で実施	
2	射線方向・捕獲者の位置確認		
	クマの位置		見通しが良く、常にクマの位置を特定でき、安全を確保できる、またはクマがその場に居続けて膠着状態である クマが常に移動している状況下では安全確保が困難なため、緊急銃猟はできない
	バックストップの確保（56～57 頁）	屋外	畑等の土、グラウンドの様な柔らかいものでできた地形をバックストップに選定 竹、金属面、岩石、コンクリート等の硬質な材や水面は跳弾のおそれが大きいため避けるべき
		屋内	弾丸が止まる硬い材質の物（例：壁面等）をバックストップに選定 弾丸がバックストップを貫通するおそれがある場合は、貫通した先に土の様な柔らかいものがバックストップとして機能するよう、射線を管理する
	銃器・実包の種類（54～55 頁）		クマ、バックストップ、銃器・実包の基本的な特性及び捕獲者の位置関係を踏まえ、適切な銃器（ライフル銃、ハープライフル銃、散弾銃、麻酔銃）を選択 ※麻酔銃を選択の場合、農林総合事務所を通じ、自然環境課に麻酔銃の出動を要請
	捕獲者、捕獲サポート者の配置場所の決定（47 頁）		クマとの必要な距離及び回避場所を確保し、銃器の性能を踏まえ、配置場所を決定 ・誤射や跳弾による捕獲関係者等の被弾リスク低減のため、捕獲者付近の配置は必要最小限とする ・手負いのクマが暴れる事態の回避のため、複数の捕獲者を異なる場所に配置し、確実に急所に着弾させることが重要であり、射撃順も含め捕獲者間でプランを共有する
	通行禁止・制限の範囲・時間帯の設定		
	直接被弾するおそれがある範囲（40 頁）		発砲した銃弾に直接被弾するおそれがある範囲を把握 ・射線方向には屋内外を含め人がいない状態とする ・必ずしも、捕獲者前方 180 度全てに人がいない状態でなくても良い
	跳弾の到達範囲（56～60 頁）		発砲した銃弾が跳弾となり、射線方向から外れて周囲に飛ぶ範囲を把握 ・跳弾リスク低減のため、バックストップと弾丸が衝突する角度を可能な限り 90 度に近づける ・平地などで発砲する場合は、地面をバックストップとして活用するため、トラック等の荷台や高い建物等の場所から角度を付けた撃ち下ろしを基本とする
	引火物・爆発物への着弾の回避（41 頁）		射線方向や跳弾の到達範囲に引火物や爆発物がないか把握
	被弾したクマによる危害が及ぶ範囲（41 頁）		使用銃器の性能等を踏まえ、緊急銃猟により確実に捕獲できるか等により判断 確実に捕獲できる見込みが低い場合には「被弾したクマによる危害が及ぶ範囲」を広く設定
	通行禁止・制限の範囲・時間帯の設定		上記の範囲等を踏まえ、通行禁止・制限の範囲・時間帯を設定
	実施場所の管理者等との協議・事前連絡（45 頁）		鉄道管理者と協議 通行禁止・制限場所に鉄道が敷設されている場合

項目欄の（ ）：緊急銃猟ガイドラインの該当頁

項 目		内 容	確認
2 緊急銃猟実施計画の策定	実施場所の管理者等との協議・事前連絡（45 頁）	軌道経営者又は索道事業者と協議 通行禁止・制限場所に軌道（路面電車等）又は索道（ロープウェイ・リフト等）が敷設されている場合	
		警察署に通報（通行禁止・制限場所を管轄する警察署） 現場に出動している警察官への通報でも可	
		道路管理者に連絡 通行禁止・制限により道路の管理が妨げられることを連絡	
		環境省地方環境事務所等に連絡 ・通行禁止・制限場所が国指定鳥獣保護区である場合 ・緊急銃猟は環境省の許可を受けずに実施可	
	関係者の役割分担の決定等		
	関係者の役割分担の決定（13 頁）	捕獲者、捕獲サポート者、現場指揮者、通行禁止・制限の担当者、住民避難の担当者、緊急銃猟の記録者（任意）、場所の管理者等との調整担当者、広報担当者、原状回復担当者を決定 ※役割を兼務することも可	
3 緊急銃猟実施の準備	県に対する応援要請（33～35 頁）	必要に応じ、県に鳥獣保護管理法第 34 条の 5 に基づく応援を要請 ※応援要請に際しては、市町は県にクマ等の出没状況や人的資源のニーズ（派遣がなければ対応が困難な役割、派遣が必要な期間及び人数等）に加え、応援職員の役割分担や費用負担を明示	
	緊急銃猟実施計画の共有等		
	緊急銃猟実施計画の共有	現場指揮者は実施計画を関係者に説明し、共有	
	通行禁止・制限の広報（45 頁）	担当者は通行禁止・制限（場所・期間、内容）を広報（HP や SNS、防災無線等） 地図の添付等により、具体的かつ詳細な内容であることが望ましい	
	緊急銃猟の記録（74 頁）	捕獲者の了承を得ている場合、担当者はスマートフォン、ビデオカメラ等を用いて緊急銃猟の実施内容を撮影	
	住民の避難、通行禁止・制限の開始		
	職員・車両の配置（45～46 頁）	通行禁止・制限の実施場所に担当者等を配置し、担当者は関係者に配置完了を報告 必要に応じて警察官と調整し、実施場所に通行人や通行車両がないことを確認の上、車両を配置	
	住民の避難（43 頁）	担当者は通行禁止・制限の範囲内にいる者に範囲外への退避、範囲内にある建物内にいる者に屋内退避を呼び掛けし、無線等で関係者に避難完了を報告 ・跳弾により窓が割れ怪我をする可能性に備え、窓から離れるか、窓のない廊下に避難し、身を守る姿勢をとることが重要 ・射線方向に家屋がある場合は、建物から退避し、安全な場所へ退避させることも検討	
	通行禁止・制限の開始	担当者は無線等で関係者に通行禁止・制限の開始を周知	
	捕獲者の配置等		
	緊急銃猟の実施者要件の確認（67～68 頁）	別添「緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト」を用い、確認 ※あらかじめ確認することも可	
	緊急銃猟の委託	現場指揮者は捕獲者に無線等により「緊急銃猟の委託」を伝達 捕獲者は現場指揮者に「緊急銃猟の受託」を伝達	
	証票の交付・着用、留意点の伝達（69～71 頁）	現場指揮者は捕獲者に証票を交付し、留意点※を伝達、捕獲者は証票を着用 ※緊急銃猟の実施場所、着弾させるべきでない危険性の高い物件の取扱、できる限り損壊すべきでない物件（寺社仏閣、貴重品等）、クマの情報、緊急銃猟を中止する際の合図の方法等	
	捕獲者、捕獲サポート者の配置	捕獲者、捕獲サポート者は市町担当者からの指示の下、あらかじめ決めた位置に移動し、無線等で関係者に配置完了を報告 屋外での夜間の場合や暗い建物の中の場合は、照明を用意する	

項 目		内 容	確認
4 緊急銃猟の実施	捕獲者等の配置確認等		
	捕獲者等の配置確認	現場指揮者は捕獲者、捕獲サポート者があらかじめ決められた配置についていることを確認	
	土地の立入・障害物の除去（72 頁）	証票※を着用のうえ、緊急銃猟等に必要な限度において、土地の立入・障害物を除去 ※緊急銃猟を実施する者が携帯する証票と区別できるようにする	
	緊急銃猟開始		
	緊急銃猟開始の伝達（74 頁）	現場指揮者は安全確保措置が講じられているか確認後、無線等で捕獲者に「緊急銃猟開始」を伝達、捕獲者（複数いる場合は全員）は応答 ・市町担当者は開始後、引き続き安全確保措置の状況、捕獲者に伝達した留意点や関係法令の注意事項の順守状況等を把握する ・安全確保措置が講じられていない状況等となった場合には、市町担当者は緊急銃猟の中止を判断し、捕獲関係者に中止の合図を伝達する	
	実包の装填	現場指揮者は捕獲者（全員）に無線等で「実包の装填」を指示 捕獲者（全員）は無線等で関係者に「実包の装填完了」を報告	
	発砲（73 頁）	捕獲者自身が射撃する角度、タイミング等を判断し、発砲	
	捕獲の確認	捕獲者は発砲場所から命中を確認し、関係者に無線等で「命中」を報告 捕獲者（リーダー）は捕獲者（リーダー以外）または捕獲サポート者に「捕獲個体の生死の確認」を指示 確認者は現場指揮者に無線等で結果を報告	
5 緊急銃猟の実施後の対応	脱包	現場指揮者は捕獲者に無線等で「脱包」を指示 捕獲者は脱包を指さし確認し、現場指揮者に無線等で「脱包完了」を報告	
	原状回復、安全確認（75 頁）	担当者は個体の状態、跳弾の有無、着弾場所を確認 報告のための写真を撮影することを推奨 担当者は確認後、現場指揮者に無線等で「確認完了」を報告 現場指揮者は通行禁止・制限の担当者と住民避難の担当者に無線度等で「安全確保措置の解除」を指示、担当者は応答	
	安全確保措置の解除（75 頁）	担当者は通行禁止・制限、住民等の避難を解除 実施場所の管理者等への連絡、HP や SNS、防災無線等での広報	
	捕獲個体の搬出	現場指揮者は捕獲者または捕獲サポート者に「捕獲個体の搬出」を指示	
	損失補償手続（76～78 頁）	被害を受けた者から「損失補償の請求」があった場合は、補償の要否及び補償額を審査、決定し、請求者に通知	
	捕獲後の実績の記録（79 頁）	市町担当者は出沒記録や捕獲記録、対応記録等をまとめ、県をはじめ関係機関に報告	

緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト

※チェック欄には捕獲者がチェックを行う。また、捕獲者の署名を得る。

確認事項		
区 分	要 件	✓
法令で定める事項 (必須項目)	第一種銃猟免許を所持している ※装薬銃を使用する場合(麻醉銃猟をする場合は除く)	
	第二種銃猟免許を所持している ※空気銃を使用する場合(麻醉銃猟をする場合は除く)	
	過去一年以内に銃器による射撃を二回以上した者であること(麻醉銃猟をする場合は除く)	
	過去三年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用してクマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲等をした経験がある	
夜間に緊急銃猟をする場合に、法令で定める事項 (夜間に屋外において緊急銃猟をする場合には必須項目(麻醉銃猟をする場合は除く))	射撃場における五回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲(ライフル銃(特定ライフル銃を除く。))にあっては次のイに掲げる範囲)に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有している。 ※射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢(銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。)は問わない。 イ 標的の中心から二・五センチメートル ロ 標的の中心から五・〇センチメートル	
	夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、五時間以上の講習を修了している者であること	
緊急銃猟で使用する銃に関する事項	所持許可に「有害鳥獣駆除」の用途が付されている ※有害鳥獣駆除の用途が付与されていたとしても、条件が付いている場合(例「実施隊の活動による駆除に限る」等)は、緊急銃猟のために銃を使用することが銃刀法に抵触する恐れがあるため、使用不可	

年

月

日

名 前

※捕獲を行った経験は、例えば、止めさし等の銃猟の経験も含まれる。(麻酔銃猟にあっては、例えば、錯誤捕獲個体への麻酔銃猟の経験も含まれる。)

※同種の銃器とは、装薬銃、麻酔銃、空気銃といった銃の種類を指す。例えば、緊急銃猟で装薬銃を用いる場合で複数の装薬銃を所持している場合、どの装薬銃での捕獲等の経験であっても、緊急銃猟で用いる銃が装薬銃である限り、その用いる銃は複数所持するどの装薬銃でも、「同種の銃器」として把握される。